

世田谷区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

世田谷区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成27年8月世田谷区規則第64号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

世田谷区マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則

第1条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則」に改める。

第2条の見出し中「除却」を「除却等」に、「容積率」を「容積率等」に改め、同条第1項中「第102条第1項」を「第163条の56第1項」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に改める。

第3条の見出し中「容積率」を「容積率等」に改め、同条第1項中「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に、「第52条第2項」を「第76条の30第2項」に改める。

第4条の見出し中「除却」を「除却等」に改め、同条中「第49条第1項第3号」を「第76条の25第1項第3号」に、「第102条第1項」を「第163条の56第1項」に改める。

第5条の見出し中「容積率」を「容積率等」に改め、同条中「第52条第1項」を「第76条の30第1項」に、「第50条の除却」を「第76条の28の除却等」に改める。

第1号様式及び第2号様式中「世田谷区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則」を「世田谷区マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式及び第2号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用する。

ることができる。